

県外移住希望者滞在費等補助金のご案内

地域おこし協力隊就任に伴い、市内への移動・引っ越し費用の一部を補助します。

1世帯当たり 最大 15万円（補助率2/3）

【補助対象となる方】（①～③のすべてを満たすこと）

- ①大洲市地域おこし協力隊に就任する県外に住所を有する方
- ②過去にこの補助金の交付を受けたことがない
- ③暴力団員等ではない

【手続きの流れ】

①事業計画認定申請

【申請者】 移動・引っ越し等の前日までに、次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-7イ）
- 承諾書（別紙2-6）
- 県外に居住していることを示す書類等の写し

②認定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③移動・引越し・費用の支払い

④補助金交付申請

【申請者】 次の書類を提出してください。

（事業実績報告）

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-7イ）
- 誓約書（別紙6）
- 移動、引っ越し等領収書の写し

⑤交付決定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑥請求

【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑦補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。

【問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター（大洲市役所 5階）

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

☎ 0893-57-9989 ☒ iju-teiju@city.ozu.ehime.jp